

令和 7 年 4 月 1 日

ご利用者および関係者各位

利用料金改定のお知らせ

拝啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当会におきまして、これまで利用料金を無料としてまいりました。しかしながら、昨今の社会情勢を鑑み、現行を維持するのが困難な状況になりました。

つきましては、誠に不本意ながら、別紙の通り利用料金を改定させていただくことになりました。新利用料金体系は、令和 7 年 6 月 1 日(日)から実施し、詳細については別紙をご参照いただたく存じます。

なお、今年度のみ、上半期は 6 月～9 月、下半期は 10 月～3 月の利用料金の徴収となります。

苦渋の決断となりましたことをご理解いただき、今後も変わらぬご高配を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

敬具

記

- 利用料金表 1 通

以上

〒596-0076

岸和田市野田町 1 丁目 5 番 5 号

社会福祉法人岸和田市社会福祉協議会

権利擁護センター

TEL 072-439-8241

FAX 072-431-1500

岸和田市社会福祉協議会 日常生活自立支援事業 利用料金表

支援内容		利用料		月額
1	福祉サービスの利用援助 日常的金銭管理サービス	上半期（４月～９月） 6,000 円	下半期（１０月～３月） 6,000 円	1,000 円
2	貸金庫利用	上半期（４月～９月） 3,000 円	下半期（１０月～３月） 3,000 円	500 円

〈備考〉

- 収入階層区分について
A 階層：生活保護受給者
B 階層：所得税非課税世帯、所得税課税世帯
- 上記利用料は、原則として契約日の属する月から発生する。
- A 階層（生活保護受給者）の方からは、支援内容 1 の利用料については徴収しない。
- 利用料は、毎年 2 回（４月と 10 月頃）、岸和田市社会福祉協議会から請求する。
利用料の他、契約やサービス実施に伴う費用については、利用者の実費負担とする。（両替手数料や振込手数料等の諸費用）
- 利用料は毎年 2 回（４月と 10 月頃）６か月分を一括前納とするが、事情により分割を求める場合もある。なお 6 か月分を一括前納後、途中解約となった場合、解約日の属する月の翌月分から返金する。各利用料はサービス実施の翌月に請求する。
- 年度途中で収入階層区分が変更となった場合、利用料の返金を行わない。
支援内容 1 の利用料は収入階層区分の変更があった日の属する月より変更する。
収入階層区分の変更後は追加徴収を行い、変更があった日の属する月から請求する。
- 支援内容 2 の貸金庫利用料については貸金庫を利用する方全員から徴収する。
- 各利用料は、社会状況等の変化に伴い変更することがある。

〈実施時期〉

令和 7 年 6 月 1 日より適用とする。